

平成20年度中国地方知事会第1回知事会議議事録

- 1 日 時 平成20年5月28日(水) 14:15～16:15
- 2 場 所 ホテル穴道湖 2階 鳳凰1・2
- 3 出席者 平井伸治鳥取県知事
溝口善兵衛島根県知事
石井正弘岡山県知事
藤田雄山広島県知事
二井関成山口県知事
- 4 次 第 ・議事
 - (1)平成19年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成20年度歳入歳出予算について
 - (2)平成21年度提案書の編成について・報告事項
 - (1)中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について
 - (2)中国地方中山間地域振興協議会事業報告について
 - (3)中国地方知事会広域連携検討会報告等について・意見交換

(事務局長)ただ今から平成20年度中国地方知事会第1回知事会議を開会いたします。
私はこの会議の進行役を務めさせていただきます広島県企画振興局の妹尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。まず開会にあたりまして会長であります藤田広島県知事をご挨拶を申し上げます。

(広島県知事)各県知事の皆様には、先ほどの会議に引き続きのご出席を賜り、ありがとうございます。また、一連の会議のご準備をいただきました島根県におかれましては、格別のご高配に厚く御礼を申し上げます。ご承知のとおり、今年は、まさに第二期地方分権改革の正念場でございます。これまで関係省庁からヒアリングを実施するなど精力的な活動を進めてきた政府の「地方分権改革推進委員会」が、本日、一次勧告に向けての大詰めの協議を行う予定であると伺っております。これまでの議論の過程をみますと、各省庁の反応は、現行の国の組織体制を前提としたものに終始しており、大臣折衝等で一定の前進は見られたものの、改革の実現に向けた壁は想像以上に厚いと言わざるを得ません。このため、今後とも、地方が一丸となって、国と地方の抜本的な役割分担の見直しと、それに併せた自主的、自立的な行財政運営を可能とする自

治財政権の確立などへ向けて、戦略的に取組んでいくことが一層、重要になってくるものと考えております。一方で、この春、地域経済や地方財政等に大きな混乱をもたらした道路特定財源の一連の改正案は、一応の成立をみたところでありますが、暫定税率の失効期間中の地方の歳入欠陥の問題や道路特定財源の一般財源化へ向けての議論など解決すべき、多くの課題が残されております。本日は、中国地方が抱えるこのような諸課題につきまして、活発なご議論をいただき、中国地方知事会としての主張を取りまとめたいと考えております。どうか、本日の会議が有意義なものとなりますようご協力をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局長) ありがとうございます。それではこれからの議事につきましては、規約に基づきまして会長に主宰いただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長) それではこれからの会議の進行は私が務めさせていただきますのでご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。座って失礼いたします。それでは議事に入ります。議事(1)、「平成19年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成20年度歳入歳出予算について」でございます。これにつきましては、資料1の通りでございますが、今年度につきましては、本日、この会議の前に開催されました「中国地方知事会・経済界合同会議」を受けまして、この秋設立されることとなりました、「中国地域発展推進会議等負担金」を新規に計上しておりますが、これを含め内容につきましては、既に4月14日の担当主管課長会議において、審議され了承が得られております。本日は、時間の都合もございますし、この際、詳細な説明は省略したいと思います。本案について、何かご意見がございますでしょうか。

(異議なし)

(会長) ご異議ないようでございますので、原案のとおり決定をいたします。

(会長) 続きまして議事(2)「平成21年度提案書の編成について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局長) お手元の資料2、平成21年度中国地方知事会の提案書の編成について(案)をご覧ください。「1基本方針」としまして、提案書の内容につきましては、「第二期地方分権改革を真に実効あるものとするため、国と地方の役割分担を根本的に見直すことにより、国の関与を廃止・縮減し、地方に権限と税財源を移譲することで、歳入・

歳出両面での地方の自由度を高める」という地方分権の考え方を基本といたしております。「2 提案内容」につきましては、一つは地方の自主性・自立性を高めるために必要な制度の創設・改善や法令等の改正、二つ目に、本来、国が政策的に推進する事業、国が責任を持って実施すべき事業や、国主導で推進すべき重要事業の促進といった事項としております。なお、個々の提案における表現は可能な限り第二期地方分権改革の実現に関する提案と、第二期地方分権改革による国と地方の役割分担の見直しが実現するまでの間の当面の提案を分けた表現とすることとしたいと思っております。次に編成日程でございますが、本日の会議で編成方針を決定していただき、この後の知事さん方の意見交換における議論を踏まえまして、提案書の原案を作成し、7月中旬には、各県知事さん方にご相談申し上げご了解いただき取りまとめまいりたいと考えております。なお、資料番号3といたしまして、昨年度の提案書をお配りしておりますので、ご参考にご覧ください。よろしく申し上げます。

(会長)ただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

(異議なし)

(会長)特にご異議ないようでございますので、提案書の編成につきましては、この案に基づき取りまとめるといふことでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

(会長)それではそのように決定をさせていただきます。なお、提案書の内容につきましては、原案が出来次第、各県の事務方から知事さん方へ個別にご説明いただきご意見をいただきながらまとめまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

(会長)続きまして報告事項に入ります。まず、(1)の昨年度の提案事項に対する国の措置状況については、資料4「中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について」として、配布しております。本日は、時間の都合により説明は省略させていただきますが、何かご意見等はございますか。

(異議なし)

(会長)特にないようでございます。

(会長) 続きまして(2) 中国地方中山間地域振興協議会の事業報告につきまして、協議会事務局から報告をお願いします。

(協議会事務局) 失礼致します。中国地方中山間地域振興協議会の事務局を務めております島根県でございます。私どもの協議会としましては、本中国地方知事会で承認をいただきましたテーマについて5県の共同事業として研究を実施しております。特に平成18年度からは平成20年度までの3ヵ年の期間、継続した研究ということで、お手元にお届けしております資料番号5に記載しております事業報告に記載していますような研究内容につきまして、鋭意研究を進めております。本日は、昨年、実施しました3つの研究課題と1つの共同事業につきまして内容をご説明するとともに平成20年度の事業計画につきまして概略をご説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(中山間地域研究センター) それでは、昨年度の事業報告からさせていただきます。ご覧のように平成18年度から3ヶ年で、コミュニティー、土地や家屋の所有にかかる問題、産業振興、3つのテーマで研究を展開しています。2年目の19年度は、それぞれの現状把握をもとに中国地方5県で分担したモデル地区や研究会による実践的な研究を各テーマで展開してまいりました。最初は、コミュニティー分野です。まず、島根県浜田市弥栄自治区では、国土交通省の全国的な集落モデル事業と連携した取組を広げました。新たな地域内外の結び役として、地域マネージャーを空校舎に配置して、長年の休耕地を再生し、このような菜の花畑に変える、そして都市交流に結びつけるような社会実験を展開しました。その結果として、お手元の資料を見ていただければと思いますが、このイメージ図にあるような地域内外を多様につなぐ新たな人間関係がどんどん創出されて、改めて地域住民や地域の資源の潜在的な力が発揮され始めるという効果を実証されています。

続いて、広島県の三次市作木町の岡三淵地区では、地域のリーダーと研究員が連携して詳細なヒアリング調査をもとに、地域支援調査や県立広島大学の学生による生活支援実験、乗り合いタクシーの自主運行実験など住民の自発性を活かす地域運営のモデルづくりを行いました。その結果、各集落等、より広域的なコミュニティーにおいて人々の自発的な活動を受け止め、つないでいく人材の支援というのが持続可能な地域運営に不可欠であるというふうな成果が出ています。そして、このような人材配置は、この4月、国の過疎懇談会の中間取りまとめにおいても集落支援員の設置という提言として打ち出されていますが、そういったものを改めて現場で実証する結果となっています。

さて、次に山口県周南市須金地区では、山口県の中山間事業として、手づくり自治

区という活動をされていますが、これに連携して県を横断した専門家チームを結成して、地域のゆめプランづくりの計画を進めてきました。その結果、住民の自治組織を中心として、地域内外のグループと連携した取り組み体制をつくり、お互いの交流の接点になる場所やサービス、あるいは行事を展開することの重要性が共有されています。こうした地域内外をつなぐ結節機能の強化を図る方向が、以上のコミュニティー分野3地区に共通する研究成果となっています。

次は、土地所有等に関する研究でございます。こちらの研究テーマでは、鳥取県と事務局が連携して、昨年度よりも広範な実態のデータ収集や法制度に関わる検討会を開催してまいりました。例えば、所有の空洞化の実態につきましては、昨年度はサンプル調査だったのですが、今年度は島根県内の4町村の土地所有の不在化状況を集約しておりまして、どの町村でも不在地主が全国的に拡散している。そして、不在地主の所有割合に比べて、固定資産税の負担割合は低いといったことが確かめられています。また、より詳細に現場に入り込んで、土地の棚卸し調査というべきものをしておりまして、農地管理の担い手の将来予想についても、例えば集落営農等の新たな担い手の参入がない場合は、この10年間で75歳以上の後期高齢者が耕作する農地が半分を超えるような危機的状況が発生するといったようなことも確認しております。

そして、こちらは、江津市における空き家活用のための情報システムの例ですが、住民、NPO、関連業界、あるいは、行政、U・Iターン等の多様な主体が情報共有と活用連携を行うことが重要というふうに言えると思います。そして、法制度の検討会においても現行の法制度について所有優先ではなく利用優先に転換するための新たな法律や討議が必要だという方向が打ち出されております。今後、さらに中国地方全体や全国レベルでの実態把握と国、あるいは省庁も参画した制度検討が必要な段階となっております。

さて3つ目のテーマ、産業戦略でございます。こちらの方では、岡山県新見市の食育キャンプの試行実験と連携して、ツーリズムの持続可能な展開についての研究を展開しています。その結果、都市部からの人数的にも好みの上でも非常に多様なツーリズムの需要がございました。それをうまく取り込み、しかも地域現場に負担をかけないためには、こちらの図にありますように広域の複数市町村単位、あるいは身近な小学校区単位でそれぞれでコーディネーターや窓口機能を組み合わせて配置するなど理想のマネジメントが必要ではないかと、こういうふうな結論に至っているところでございます。

当協議会は10周年を迎えていますが、単なる調査研究に留まらず、地域現場での住民との実践に基づいたモデルづくりの段階に今、来ています。そして、それに向けて、全国的にも今、非常に注目を浴びることが近年、起こっています。

さて以上のような2年間の研究からは、今後の次世代の過疎中山間地域の政策に重要と思われる点が画面のように4つ、浮かび上がっています。1つは、集落の小規模・

高齢化を受けて、地域社会を支える基本単位として集落を超えた新しい基礎的なコミュニティがある。そして2番目は、こういった新たな基礎コミュニティには、地域内外の人材や組織を幅広く結ぶ結節機能が、非常にポイントとなっています。そして、そういった結び役となる人材拠点を核として、食料や資源の長期的な供給不安を感じ始めた都市住民との間で、協定を結ぶような実体的な共生システムづくりが望まれると考えています。このような、これからの開かれた過疎中山間地域の政策理念・枠組みを明らかにした上で、具体的な制度、人材、財政の各論の検討を進めていくことを考えています。幸いにして中国地方は、山口県の手づくり自治区、あるいは広島県の小さな自治等、全国的にも注目されている先進的な取組が展開されています。こうした知事会の共同研究を通じて、県境を横断して中国地方の今後の中国地方モデルというべき運営モデルを地域現場で住民とともにつくっていきたくと改めて考えている次第でございます。さて、こういった新しいコミュニティを単位として、今後の過疎・中山間地域の政策転換を図るのであれば、都市との共生に関わる積極的な機能、食料とか資源、空間的なゆとりの部分を含めて、これまで以上に詳細な地域特性を把握して、地域類型化を進めることが重要となっています。この中国地方の地図は、人口密度、すなわち空間的ゆとりによる都市的な地域の特性によって、そして高齢化、あるいは二次的な医療機関の到達時間を含めました地域類型化の一例でございます。こういった広域でのしかも詳細な地域データの把握を今後とも進めてまいりたいと思っています。そして、それぞれの地域コミュニティ単位においては、人口、世帯の急減局面がまいります。その守りだけにこだわらず、都市の共生に基づく食料や資源、二酸化炭素削減など攻めの要素も併せ持つ計画づくりが求められていると思っています。そして、これまでの過疎・中山間対策が主として行政中心の計画展開であったことを踏まえて、住民を主人公として手づくりの行動計画を各エリアが作っていくことが大切であり、行政側としても有効な支援対策を整えるというふうに考えています。

以上述べた今後の政策方向はあくまで中間報告であり、今年度のみならず、今後、来年度以降の研究においてもさらに検証を深めてまいりたいと思っています。そして、今年度の事業計画でございますが、3ヶ年研究のまとめの年として、3分野の研究テーマを各県1ヶ所のモデルを総合的に、縦割りではなくて、それを貫いて実践する取組を展開します。そして、そこでは赤で書いてありますように、研究の中間総括等とも対応して5つの観点による重点的な研究展開を図りたいと思っています。そして、同時に、いよいよ佳境を迎えますポスト過疎法や次期直接支払いの検討につきましても、こうした現場での実践、総合的な研究活動の中から積極的な政策提言をやっていきたいというふうに思っています。そして、政策展開の基礎となる集落に関わる統計情報が未だに住民市町村を中心にうまく共有されていません。こういったものをデータ更新も含めてシステムづくりに取り組みます。このような取組も国の過疎懇談会の中間報告の中で、集落点検の必要性として提言されていますが、中国地方はこれに先

んじての取組になろうかと思っています。そして、このような5県の実践モデル地区での研究活動を新たな結び目として、5県巡回の研修会を知事会に共同事業として取組みたいと思います。以上で研究報告と計画提案を終わります。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただ今のご報告につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。どうぞ。

(島根県知事) この研究は、知事会5県が共同してやらせていただいております、島根県には中山間地域研究センターがありますから、そこを拠点にしているわけでございます。それで、広島県からは、平成19年度から調査員といいますが研究員を一人派遣していただいております。それから平成20年度からは、山口県からも派遣をしていただいております。この派遣に対しまして、この機会に御礼を申し上げますとともに、今後の派遣につきましても皆様方、よろしくお願いいたしますの次第でございます。先ほどのプレゼンテーションにありましたように、島根だけの状況というのではなくて、広島県の状況とか共同調査もできるわけです。そこで実地研究を通じた知識がそれぞれの県に蓄積されていきますし、職員も育つわけでございます。ぜひ今後とも共同研究、派遣等ご協力願いたいと思います。

(会長) ありがとうございます。他に何かありませんでしょうか。

(鳥取県知事) こちらで素晴らしい研究をしていただいております、島根県を中心に感謝申し上げたいと思います。また知事同士の協議でも出てくると思いますが、ぜひ成果を生かして過疎対策法が失効しますので、次期の過疎法を睨んで、何が必要になってくるのかのポイントをこうした実証データの中で明らかにしていただければありがたいと思います。例えばよく言われるのは、電波が入らないということです。携帯電話が入らないとか、さらに地デジが一生懸命テレビに出ますけれど、今度は地デジが入らないところが出てきたり、いろいろな格差が生じてくるかもしれません。過疎法を考えると、データの中にもありましたが、いずれは75歳以上ばかりが耕すような中山間地域が見捨てられてしまうということになってきますと、その前に過疎法、あるいは、それに基づく中山間地域対策のあり方も変えていかなければならないのではないかと思いますので、せっかくの研究でございますから、これを我々の政策提案の中に活かせるようなつなぎを考えていただければと思います。

(岡山県知事) 私どもからもこのように素晴らしい研究データを見せていただき感謝申し上げます。また、溝口さんのお話にありましたようにこれからの人員組織の問題につ

きましては、こちらからも協力させていただきたいと思っています。今の鳥取県からのお話のように、ぜひ、これからはこの成果を次の展開に活かしていきたいと思しますので、今年度の研究に期待していますけれど、とりわけその中にございますいくつかの大変素晴らしい学生との連携とか、周囲の応援とかで、非常に活性化して賑わっている、活性化されているいい成功事例、そういったものをどんどん積極的にマスコミ等に発信して、元気な地域づくりをお伝えいただければありがたいと思います。最後に統計情報と、ここに出ていますけれど、中国地方知事会の方でお集まりいただきました時に、いわゆる限界集落に対する統計がございました。私は、それを聞きましていろいろ検討していますけれど、岡山県の場合、一番数が多いということにデータがなっているのですが、それはそれとして私も思うのですが、実は基礎的なとり方ですね、例えば大字単位でとるとか、小字単位でとるとか、それによってだいぶ、調査のもともとの基礎条件が違うと思うので、一度同じ基準で中国5県のデータを調査していただきまして、客観的な数字データに基づいてそれぞれが努力しながら、よりよい地域づくりをしていければと思います。これは、中国知事会にお願いするのかどうか、限界集落についても同じ数字、同じ切り方で、大字でいくのか、小字でいくのか、そういうところを決めて調査をしていただければと思います。

(会長)それは、1キロメッシュとかそういう単位なのでしょうか。それとも集落の世帯数とか高齢化率についてでしょうか。どういう切り方がいいですか。

(岡山県知事)そうですね。世帯の中に何人、高齢者がおられるとか、それを集落単位で割ったりしますね。その時に、まとめて大きい集落で捉えていく県もありますれば、細かいところから捉えていくところもあります。本県は小さいところから捉えているものですから、同じやり方で比較すべきではないかなと思うのです。

(会長)そうですね。本県もそういう統計をとって見ますと、1集落で10世帯以下、高齢化率50%以上が790箇所です。岡山県さんが一番多いとおっしゃるのですが、広島県も多うございますので、こういったことについてはまた後ほどご議論をいただければと思います。

(島根県知事)岡山の石井知事さんのご提案は大事なことですから、中山間地域の専門家がそれぞれおられるでしょうから、我々の方で音頭でも取りまして集まってもらって、どういう統計のとり方がいいのか、一緒に議論してもらって決めたいと思います。

(岡山県知事)よろしく申し上げます。

(島根県知事) 知事さんとこのあと会長県と相談をしてやり方を考えましょう。

(会長) そうですね。

(山口県知事) 山口県の場合は、中山間地域ビジョンというのをつくって、今、12の重点プロジェクトをやっているわけです。それぞれのプロジェクトについてモデルをつくっているのですが、それを使ってできないかという思いを持っているわけです。従って基礎になるのがこの研究なのです。したがって、この研究の成果をできるだけ、モデル的に各県に発揮されるようにうまく支えあって提供していただくとPRが非常にしやすくなると思います。山口県内だけではなくて、隣の県ではこういう取組をしていますよということうまく説明ができますので、そういうわかりやすい刺激を与えるような形にまとめていただくとありがたいなと思います。

(会長) ありがとうございます。後ほど溝口知事さんからポスト過疎法について問題提起がございますので、またその時の議論にさせていただければと思います。取り合えず、この報告については終わらせていただきます。

続きまして(3)中国地方知事会広域連携検討会の検討状況につきまして事務局から報告をお願いします。

(事務局長) 恐れ入ります。お手元の資料番号6、中国地方知事会広域連携検討会の検討状況によりましてご報告をします。まず、1ページの「1 広域自治体のあり方に関する研究調査」につきましては、後ほど資料番号7の「分権型社会における「国と地方のあり方」に関する研究報告」で、ご協議いただきたいと思いますので、説明は省略させていただきます。

2ページをご覧ください。続きまして、9項目の検討状況及び今後の取組みについてでございます。ですが、公設試験研究機関における役割分担についてでございますが、真ん中の列に、「平成19年度の検討状況」を、右側の列に「今後の取組み」をまとめてございます。平成19年度の検討状況は、広域連携に係る担当者会議を開催するとともに、研究ニーズや研究者情報などの情報交換により協力体制の構築を図ってまいりました。また、共同研究につきましては、分析装置LC/MS/MS(エルシーマスマス)を活用いたしました一斉分析法などに取組んでまいりました。今後は、継続課題の着実な実施に取組むとともに、広域連携に取り組む関係機関との役割分担・情報交換のもと、更に効率的な研究成果の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。上段の県立大学の連携につきましては、各県の県立大学を担当する部局との情報交換を行うとともに、各県立大学間においても相互に情報交

換を行いながら、具体的な連携の可能性についての検討を行ってまいりました。各県の県立大学が公立大学法人化し、自主的自律的な運営が求められる中で、今後は、設立団体である県の大学に対する望ましい関与のあり方なども見極めつつ、引き続き連携の可能性についての検討を進めてまいりたいと考えています。

下の段でございますが、情報通信システムの共同化につきましては、平成19年7月及び10月に検討会を開催し、情報システム最適化に関する事例や今後の進め方、情報システムの見直しや事務手順の標準化などについて情報交換や意見交換を実施いたしました。今後は、各県が運用している主要システムについて情報共有を進めるとともに、最適化の観点・手法などについてテーマを設定して研究を行い、共同発注などの具体的な成果を目指したいと考えております。

4ページをご覧くださいと思います。上段のDV対策の連携につきましては、中国5県のDV担当課長及び婦人相談所長会議を開催し、DV被害者に対する迅速かつ広域的な支援体制を整備するために、必要な協議や情報交換を実施しました。今年度も継続して、情報交換及び連携を図ることとしております。

下段の広域リサイクルの推進につきましては、全国環境衛生・廃棄物関係課長による「平成19年度廃棄物・リサイクル行政への要望書」の中に、中国ブロックからの要望といたしまして、運用基準の明確化など、広域的な運用を可能にするための制度要望を盛り込んでおります。今後は、この要望に対する国の動向も踏まえながら、具体的な連携内容を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。地方税のあり方検討につきましては、従前非課税となっている国及び県が所有する財産に対して、新たに固定資産税を課することについて、鳥取県の状況をモデル的に分析検討を行いました。その結果として、税制改正要望等に向けた結論を直ちに導き出すことは、困難である旨、昨年第2回の知事会議で報告し、このテーマに関しての共同検討を一応終結することといたしました。

6ページをご覧くださいと思います。子育て応援パスポート事業の広域事業展開につきましては、各県ともそれぞれに事業を開始している中で、対象年齢や対象者の確認方法が各県で異なるため、その調整方法や課題についてアンケート調査を行い、広域連携の方向について意見を行いました。今後も、引き続き連携のあり方について検討していくこととしています。

7ページご覧ください。広域地方計画策定検討につきましては、中国5県の国土形成計画担当課長等で構成いたします広域地方計画策定検討会議を2回開催するとともに、5県・広島市・中国地方整備局との意見交換会を6回開催いたしました。今年度は、全国計画の閣議決定後、「中国圏広域地方計画協議会」が設置され、広域地方計画の策定が本格化することとなっているため、引き続き、5県による検討会議を開催しまして、中国5県で連携協力して計画の策定を進めることとしています。

8ページをご覧ください。中山間地域の医師確保対策につきましては、昨年度から

新たに広域連携検討のテーマとして追加されたものですが、昨年10月に5県の担当者会議を開催し、各県の医師不足の状況や各県の医師確保対策とその課題などについて、意見交換を行ったところであります。今年度も、担当者会議を開催し、各県における新たな取り組みや、県境をまたがる医療連携の検討等について情報交換を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長) それでは、続きまして、「広域自治体のあり方に関する検討会議」でのこれまでの議論の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料番号7の「分権型社会における国と地方のあり方に関する研究報告」によりご報告いたします。昨年11月の中国地方知事会議で、研究報告としてご説明させていただきましたが、その際、各県知事さんから、更に議論を深めた上、今後の諸課題について整理する必要があるのではないかとのご指摘をいただきまして、引き続き、5県の部局長で検討を進めてまいりました。その成果について、10ページ以降、「今後検討すべき課題」として、取りまとめたところでございます。1ページから9ページまでは、前回のご説明と変更点はございませんので、本日は、10ページ以降について、ご報告させていただきたいと存じます。

10ページをお開きください。本調査研究は、生活者である住民の視点に立って国と地方のあるべき姿を誰もがわかりやすい形で提示しようとするものであります。従いまして、今後の改革のあり方の検討に当たっては、行政サービスの供給者側が単なる「官官」の問題として議論するのではなく、主権者である地域住民一人ひとりが受けるメリットが何であるか、いわゆるサービスの受け手側の視点に立った議論を進めていくことが重要であるとしております。

11ページをご覧ください。こうした基本的な考え方を踏まえまして、今後、第二期地方分権改革を着実に実行し、地方が真に自立した分権型社会を構築していくためには、単に「国と地方」という大まかな捉え方だけでなく、「広域自治体と基礎自治体」の関係や地域間格差の是正など、地域内分権といった側面から見た幅広い議論も必要としております。また、財政力格差の問題をはじめ、利害調整を伴う地方間での新たな関係調整の仕組みについては、将来の道州制を見据えた上で、国主導によらず、地方自らが具体的な仕組みを提案していくべきであり、「自立」と「連帯」という両側面から、今後、一層議論を深めていかなければならない課題であるとしております。更に、こうした議論を進める中で、「広域自治体と住民との関係はどうあるべきか」、「住民に対し、どのように向き合っていくのか」といった生活者に身近な視点から掘り下げた議論を併せて行う必要があると考えております。従いまして、当知事会における今後の検討課題としましては、サービスの利用者たる住民の立場に立って、これからの国と地方のあるべき新しい姿を誰もがわかりやすい形で描いていくことを念頭にお

きまして、現在、議論が進められている第二期地方分権改革や道州制を中心に調査研究を進め、目指すべき分権型社会の姿をより明確なものとして提示していけるよう、連携して取り組んでいくものである、とまとめております。

こうしたことから、今後の検討すべき課題といたしまして、具体的事項を12ページと13ページに列挙しました。

12ページをご覧ください。まず、第二期地方分権改革の推進の課題でございますが、一つ目として、地方分権改革推進委員会による第一次勧告を踏まえた国に残すべき役割や基礎自治体の果たすべき役割など、「国・広域自治体・基礎自治体の役割分担」でございます。二つ目として、消費税及び地方消費税、法人事業税のあり方や格差是正のあり方と財政調整の基本的な方向など「国と地方を通じた税財政制度のあり方」でございます。三つ目として、移譲事務に関する地方側の実施主体の考え方や移譲事務にかかる職員及び財源の考え方など「国の出先機関の受け入れのあり方」でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。道州制に向けた検討課題でございますが、まず、一つ目として、第二期地方分権改革の動向を踏まえた国と道州の役割分担、自治立法のあり方と道州に対する国の関与のあり方など、「中央省庁の再編と道州組織のあり方」でございます。二つ目として、小規模自治体や大都市制度のあり方、道州内分権のあり方など、「道州と基礎自治体のあり方」でございます。三つ目として、国と地方を通じた税体系と税源配分、徴税体制のあり方や道州間における財政調整の仕組みと地方共同税のあり方など、「道州制下の税財政制度のあり方」でございます。最後に、道州制導入の住民メリット、道州制移行のプロセスのあり方など、「道州制導入全般に関すること」がございます。

以上のとおり、前回の知事会議でのご指摘を受けまして、今後検討すべき課題について、当面、整理を行ったところですが、今回の報告に盛り込みました内容に対するご意見はもとより、新たな検討課題などについても、ご意見を賜り、今年度の検討テーマについて、ご意見をいただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

(会長) それでは、ただ今の説明にございましたように、今回の研究報告に盛り込みました内容に対するご意見、また、新たに今年度検討すべきテーマにつきまして、ご意見を頂戴したいと存じます。

(岡山県知事) 私は、基本的には、このご提案いただきました内容で大変結構ではないかと思っています。後ほどまた議論に出てきますが、第一次勧告が出て、その後の推進課題をしっかりと我々も議論していきたいと思っています。また、道州制につきましても、ご案内のとおり、ここに出ている13ページのようなことを、これから知事会の方で

も議論していきますし、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制推進本部、色々なところで動きがございますので、我々としましてもしっかりと中国知事会レベルで議論し、基本的な研究というものが需要であろうと思います。ぜひともこういう研究を進めていかれる際には、10ページにもございましたように、まず、サービスの受け手側の視点に立った議論、住民の皆さんがどのようにこういう改革を求めておられるか、それをわかりやすく、念頭におきながらやっていくのが最も肝要ではないかと思えます。

(山口県知事) 第二期地方分権改革も道州制も大変大事なことです。やはり第二期の地方分権改革をいかにするかによって道州制にも影響が出てくると思うのです。我々は、地方分権型というか地方主権型の道州制でなければいけないと思えます。今日も第一次勧告がありますが、地方分権改革推進委員会の動きを睨みながら、基本的にはそれをバックアップしながら、なんとか地方分権改革が我々の望む方向にうまく行くようにまずは考えなければいけないと思えます。従って、どのテーマについてこれから検討していくのかゆっくり考えるより、臨機応変に今からいろいろな動きが出てくると思えますので、臨機応変に我々が緊急課題について対応できるような姿勢に常におかなければいけないと思っております。その都度、その都度、具体的なテーマごとに、緊急課題に対して、テーマに入れるような態勢が必要であると思えます。

(鳥取県知事) 私もこの研究の方向性でかまわないと思うのです。先ほど二井知事がおっしゃったのとほぼ同じことかもしれませんが、今、緊急性があるのは、12ページと13ページで言えば、特に12ページの方が緊急性があると思えます。例えば、国からの出先機関を解体して、動かしていく。この議論が今年度の後半にかけて今日の分権改革推進委員会の答申を踏まえまして出てくると、その過程で、私たちの地方の側に過大な負担を要求するものになっていないかどうか、その研究が恐らく一番緊急性が高いのではないかと思えます。特に、色々な研究テーマがあるわけですが、12ページのあたりの国の方の第二期分権改革の検討と、ちょうど表裏一体で我々も実務的な摺り合わせをやっていくのがよろしいのではないかと思えます。

(島根県知事) 昨年の議論を踏まえまして、今回、やや現実的な問題に知事会として研究しよう、これは大変大事なことであり、いい方向に作業が進んでいると評価をいたしました。それで、具体的な評価・問題は12～3ページにあります。それで、13ページのは、道州制を睨んだものでありますが、これも大事な問題でして、分権が進んだら道州制にうまくいくのかというのは、必ずしも十分議論がなされていないのです。この分野も先のことですが、どういう仕組みが可能なのかということを我々は研究していかなければいけないのではないかと思えます。それから、地方分権推進に関する当面の動きとしては、この12ページの真ん中で、「国と地方を通じた税財政制度のあり

方」あるいは「国の出先機関の受け入れのあり方」とございますが、一つは、最近議論で少し気になりますのは、例えば、河川の管理、あるいは整備、そういうものも地方に移管するというのはいいことですが、一番大事なのは事務というよりもこれは事業をやらなければいけないわけです。そうすると河川の整備といったようなものは、県境を越えようと越えまいと大きな河川ですと、非常に大きな財源を要するわけです。そういう整備が終わっていないところがまだたくさんあるわけです。あるいは、国道の管理なんかもそうですが、基本的に分権の方向で進めるのは大いに賛成でやらなければいけないけれど、財源が、整備の進んだところは、大体整備が終わっていますから、維持管理ぐらいで経常的な経費で済みますが、整備の終わっていない河川とか、整備が終わっていない国道などは事業費にものすごく金がかかるわけです。あるいは、そういったところで災害などが起こると、ものすごくかかるわけです。そういう財源を経常的な例えば交付税の制度とか、通常の税財源では確保できないのです。だからこそ、国の補助制度なり直轄事業があるわけですし、そういう財源、突発的に大きくなるような財源、そういうものをうまく確保できる仕組みができるかというのが、決定的に大事な課題だと私は、前から思っているのですが、そういう点についても、この12ページの格差是正のあり方と財政調整の基本的な方向の中でそういうものを研究する必要があるのではないかと思います。これは、割と今の分権推進の中でそういう動きがありますから、研究を早くする必要があるのではないかと思います。どういう仕組みができるのかというのは、まだあまり議論されていませんね。結局、整備が遅れたところについては、いつどこからどういう順番でやっていくかというのが日本全体として常に問題になるわけです。では、それは、どういう評価をするのか、そしてそれに伴って財源をどう確保するかという問題があるわけです。高速道路なんかがいい例であります。今、遅れて整備ができていないところは、もう地方でやらなければいけない、これはもうとんでもないことになるわけですし、そういう現実の問題に即して考える。そういう動きに対して、どう考えていくかというのをよく研究する必要があるというのが、私のコメントであります。

(鳥取県知事) それと関連しまして、今の溝口知事のお話を聞いていて思ったのですが、12ページの三つ目の項目のところに「国の出先機関の受け入れのあり方」とテーマを囲ってありますが、ここに今、溝口知事のおっしゃるような河川とか、事務事業の移譲も研究テーマだということを知りやすく明記した方がいいのではないかと思います。従いまして、国の権限、出先機関の受け入れのあり方のところですが、事務移譲のことと、出先機関のことは、これは下のところを見ると両方書いてあるんですね、移譲事務のことと出先機関のことが。したがって、三つ目のところのサブテーマの付け方は、今、溝口知事のおっしゃるように河川のこととよく入るようにしていただければいいと思います。

(山口県知事) 13ページの一番下のところに、道州制導入の住民へのメリットと書いてありますね。ここの地方分権の方についても、わかっているようで、皆さんわかっていないのではないかと思うのです。私もいろいろなところで話をする時に、例の、近接と補完の原理というようなことで話をするのですが、一般的にはわかっているのですが、地方に権限を移さないと何が本当に困るのかということになると、必ずしも住民の皆さんに説得ができるものがあるかという、個別の事務についてはそれぞれ言えても、トータルでどういうふうに言ったら一番いいのかというのは、まだはっきりわかりにくいのではないかという気がしますので、こちらの方の分権の方も、どういう例を上げたら一番説得力があるのか、住民に対して説明をどういう形でやったらいいのかというメリットをちょっと挙げたらどうかという気がします。

(会長) ありがとうございます。それでは、今、各知事さんからいただきましたご意見を踏まえて、今後、部局長さんを中心に整理し、確認し、研究、検討を進めていただくということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

(会長) それでは、そのように検討させていただきます。それでは、広域連携等については、引き続き検討を進めていくことといたします。予定しておりました議事、報告事項につきましては、以上でございます。

続いて意見交換に入ります。今回の知事会に当りまして、各県に共通する課題などに関して、国等への提案書を取りまとめることについて、事前にご提案をいただいております。本日は、これらの提案について、意見交換を行い、可能な限り、取りまとめを行いたいと存じますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、まず、「地方分権改革の推進について」でございます。この件につきましては、山口県からご提案をいただいておりますので、山口県からご説明をお願いします。

(山口県知事) 先ほどから話がありますように、国におきまして、地方分権改革推進委員会で、今日、第一次勧告が出されることとなっております。全国知事会もこの第一次勧告の中にこういうことを入れたらいいという要望を5月21日にしているわけです。それらの内容がどの程度入っているかということは、はっきりしませんけれど、それらのことについてはこれから議論をされると思いますが、とりあえずは、地方分権改革推進委員会の方向性というのが、我々が考えている方向とほぼ同じ方向ではないかなという感じもするわけです。地方自治体が、自治行政権に加えて自治立法権や自治財政権を武器にして、まさに地方政府に、というような趣旨でございますので、従っ

てこの趣旨に沿って、第二次地方分権改革が着実に進展するように、我々としてはバックアップしながら、先ほど話がありましたように、省庁の抵抗が大変厳しいものがありますが、何とか地方分権が実現できるように努力していかなければいけないと思います。今回、そういうことで共同アピールをぜひしていったらどうだろうかと思えます。もちろん、今日の第一次勧告の内容等を見て、文章の修正等が必要であれば変えないといけないと思いますが、基本的に今日、とりあえず共同アピールをしてはと思っております。

(会長) 本日の勧告の内容によって変更もあり得るということでございますが、ここに配付していただいた「第二期地方分権改革の推進について」の共同アピールをするという提案についてご意見がありましたらご発言をお願いします。

(鳥取県知事) 私は、全面的に二井知事の話に賛成です。今日、第一次勧告ですから、ぜひ今日がよい。私が、今、読んだ感じでは、今までいろいろなところで伺っているものと、そう違いはないと思いますので、このままでアピールとして採択することができれば、マスコミの方にも、向こうの一次勧告と同時に、私たちが出した方が効果的なのではないかと思います。特に税財源ところなどは、1次勧告では、あまりうまく書き込み切れていないのではないかと思います。ですから、税財源のところは、このアピールでは3番目にございまして、後でわたくしども鳥取県の方からも提出しようとしておりますが、税財源のアピールとか二重行政の解消を中国地方として強く求めることは、姿勢を明らかにする意味でもタイムリーであり賛成です。

(岡山県知事) 私も基本的には、このアピールで問題ないと思っております。今回の1次勧告の原案がまだまだどのような形になるのか最終的には承知しておりませんが、基本的には我々の考え方が、明確にその方向性が示されている。ただ具体的な中身がどこまで書ききれているのかということで、省庁のかなりの抵抗があるのだと思うのですが、我々は、これから委員会の第二次勧告など、いろいろ進められてまいります。それをしっかりバックアップしていかなければいけません。先ほど溝口知事がおっしゃったようなこういったものも第一次の勧告に入ってくるように、とりわけ、大事なものは税財源ですね。財源をどうするかというのが一番大事なところで、こういったところをしっかりと反映されたものとなりますようにアピールしていけたらと思えます。

(島根県知事) ここで整理をされていることは、第二期地方分権改革を進めるに当たって、大事な原則が書いてありましたので、これで結構でございます。現実に補助金のそういった整理が現実に進んできた時に、補助金の整理に伴って、地方全体で財源を確保

されるという問題と、各地方、地方できちっと確保されるという二つの問題がありまして、過去の反省からすると、国と地方全体とでは辻褄があってはいるけども、地方の中は財政調整制度があって、その財政調整制度が必ずしも完璧に機能しているとは言いがたい。そういうことを前提にしますと、そういうことを我々は、よく監視をしていかなければいけないと思っています。原則は、これでいいと思いますが、そういう点で中国5県、同じ立場だと思しますので、よくウォッチをしていく必要があるということをコメントしておきます。

(会長) それでは、この原案につきまして特にご異論はないようでございますので、原案のとおり採択することでご異議はありませんか。

(異議なし)

(会長) それでは、中国地方知事会共同アピールとして採択します。

次に鳥取県より「真の地方の自立に資する地方税財政制度の構築」についてご説明をお願い申し上げます。

(鳥取県知事) 今、採択していただきました第二期地方分権改革の推進と方向性は同じことであります。特に税財政のところは、今回の分権の委員会の方できちんと書ききれていないのではないかと推察いたしております。さらに年末に向けまして、税制の大議論が起こる可能性があります。消費税と地方消費税との関係の議論、このようなものが出てくると思いますので現段階では、秋になったら秋になったらまた表現の仕様が変わってくると思いますけれど、現段階で私たちとして地方の税財政が、かつての三位一体改革で疲弊してきた実情、さらに東京、東海地方と税収格差が開いてきて、税財政の足腰が三位一体改革によって却って歪められてしまったのではないかという我々の実体験がございますので、そういうものは、今度の改革の動きの中で、第二期地方分権改革とか、地方税、交付税の改革の中で抹消されないようにきちんと訴えていくべきというのが本来の趣旨だと思います。従いまして、一つ目として地方税の充実強化と偏在性の少ない地方税体系を構築するとして、2段落目には、その大前提として地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するという地方交付税の話も明記して訴えていく必要があるのではないかと。それから第二点目としまして、地方交付税総額の充実・確保についても要求していくべきではないかと。現在は、まだこれから概算要求に入ろうという段階ですので、このぐらいのことは少なくとも言うべきではないかという趣旨です。

(会長) どうもありがとうございました。道路特定財源の一般財源化をめぐって今年の年

末に向けて大きな議論になっていくと思いますが、現時点で平井知事さんの方からご説明がございましたこのアピール案につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(山口県知事)賛成です。地方分権で当然に、権限が移譲されてきても、大事なところは、最終的には、金があるかどうかということにかかってくるわけです。そこはしっかりとセットで共同アピールをしたらどうかと思います。

(島根県知事)この案で賛成であります。一つ問題は、地方税と国税が5対5になると、国税の一部を使って交付税を配分していたわけですね。そうすると、国税が小さくなると交付税の額が小さくなっていくわけです。しかし、交付税が地方間の財源調整の大きな役割を演じている。それから、交付税による財政調整制度の問題点は、東京都のように財源が超過しても、それをマイナスに削る調整はしませんから、必ず流出が起こるわけです。そういう意味でそういうことがありますから、地方税源一般を増やすというのは、大賛成なのですが、やはり財政調整の仕組みをどういう仕組みにしたらうまくいくのかということもよく考え、研究をしなければいけないのではないかと考えています。先ほどの中国5県の研究の中の一つのテーマですけど、そういうことをよく研究してこの問題に取り組んでいく必要があるというふうに思っていますので、少しコメントしておきます。

(会長)ご意見はよくわかるのですが、取りあえずの文言修正はよろしゅうございますか。

(島根県知事)結構でございます。

(岡山県知事)私は、こういう表現なのかなと思いつつも、地方交付税につきましては、本県などは16年度の大変なショックが大きな財政の危機を招いており、その最大の要因であります。今まで一番最後の表現のところは、地方交付税を、地方六団体では、「復元」してくれと、こういう状態になる前の状態に「復元」してくれと言ってきたと思うのです。そういった面で地方交付税総額を「充実・確保」することという表現であります。実は、我々の思いは、かなりもっと強いということで、「復元」というのは、確かにどうかなということも言われているらしいですが、気持ちは、もとに戻して、ということだと思っております。表現的にどうかなと思っておりますが、気持ちはもっと強く、元に戻して欲しいのだ、ということをお互いに確認させていただければと思います。

(会長)そうですね。行間にそれを書き込むというのは、非常に難しいですね。何かこの

点についてご意見はございますか。

(鳥取県知事) 提案側としては、気持ちは一緒ですから。復元してくれというのが本来の気持ちですから、異論がなければそういう形で結構です。それから、先ほど溝口知事から話があったように、5対5とする際に、我々は、偏在性の少ない税源にならないといけないということで、消費税のことも併せて1番に書き込んでおります。

(会長) それにつきまして、事務局で何かアイデアがございますか。

(事務局長) 事務局でもう一度照会をして、アイデアを募集しながら、もう一度整理をしたいと思います。

(会長) それでは、そのようにさせていただくということによろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それではそのようにさせていただきます。

次に島根県より「高速道路ネットワークの整備促進と道路財源の確保」についてご説明をお願いします。

(島根県知事) 2ページになっておりますが、1ページ目は、今年度の道路財源問題の経緯などが書いてあるわけでございまして、20年度は一応の決着をみましたけれど、平成21年度に向けて道路特定財源の一般財源化が議論されるわけでありまして、それにむけて私ども中国地方知事会として国に働きかけていかなければならないわけがあります。それが2ページ目に書いてありまして、まず高速道路が日本全国ネットワークとして確立するというのは、いわば国の基礎的なインフラを整備するのと同じことであって、同じことというかそのものでありまして、それが早く終わるように訴えていく必要があると思います。中国地方におきましては、山陰道の問題もありますし、中国横断自動車道など事業中のところもありますから、そういう事業につきまして、早期の完成を急いでもらうように働きかけるというのが第1点であります。2点目は、これから5年間の中期道路の整備計画ができるわけでありまして、そういう中に一般論として地方が必要とする道路整備を着実に盛り込む、高速道路については、重要箇所とか完成目標を明示してもらうように働きかけていきたいということであります。それから、3番目の一般財源化の議論に当たりましては、道路整備のための財源を自動車利用者が負担するわけですから、道路整備が終わっているのかどうかをよく見ないといけませんし、国民の声やあるいは地方の声を十分に踏まえて対応していただきたい

い、検討していただきたいというわけでごさいます、地方の声というのは、やはり整備の終わっていないところに、大きな配分がもたらされるような仕組みが必要じゃないかということの意味をしています。それから4番目は地方道路につきまして、より明確に整備が遅れているところに優先的に財源を投入するような仕組みを入れて欲しいということです。5番目は、暫定税率が4月の1ヶ月間失効したわけでありまして、それによる減収に対する財源の補填もしっかりしてもらいたいということです。

(会長) ありがとうございます。この原案につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(岡山県知事) 基本的には、私は賛成でございます。3のところの「まずは」から「さらには」のところまでのつながりが、やはりこれを入れることによって、後段の溝口知事からご説明がありました、「地方の意見をしっかり聞いて、道路整備の遅れている地方の意見を反映してくれ」というところを強く言う、あるいは、「地方分権の強化」の話を強く言うという、本来、我々が言いたいことに対して、この「今までの道路目的税として所期の目的を達成したかどうかを検証し」ということを入れることによって、ちょっと強い姿勢というのが薄まるのではないだろうかということが少し懸念されますし、またこの表現ぶりが、まずは先に道路特定財源のことを検証することを強く打ち出すことによって、一般財源化の議論について、我々が相当後ろ向きに議論しているのではないかと捉えられ方も懸念されるわけです。敢えて、今のところを入れなければいけないのか、私はそういう印象を持っています。

(会長) それでは、まず今の件に絞ってご意見がございましたらご発言をお願いします。3番目の、「まずは、道路整備のための財源を自動車利用者が負担するという現行制度が、所期の目的を達成したかどうかを検証し、さらには、国と地方との役割分担や広く財源のあり方を含め、国民の声や地方の意見を十分に踏まえた上で、地方税財源を拡充するなど」という部分ですが、この「地方税財源を拡充する」以降は、このままでいいのですね。

(岡山県知事) 「さらには」以下はいいと思うのです。「まずは」から「検証し、」までです。

(鳥取県知事) 私は、これは微妙な表現かなと思います。今、私たちは2兆6千億円の暫定税率の財源が必要なのだと思います。ですから、環境目的に変えようかというのも、与野党間で協議がされてくるのだらうと思います。ですから、自動車の利用者の立場だけでの議論に留まるかどうかということもありますので、ここは、例えば、「税の本

質，受益と負担のあり方の検討」とか，入れるとしたら，それぐらいの表現の方が今後の議論にフィットするようにも思います。単に落とすという手もあるでしょうが，溝口知事のおっしゃっておられる，税の理論の話があると思いますので，「受益と負担の関係を議論し」という，何かそういうことが入ってもいいのかなというふうに思います。

(島根県知事) 確かにこのパラグラフは長くて分かりにくくなっていますね。趣旨は，「まずは，」というところは，道路整備が終わっているかどうかということを検証し，という意味なのでしょう。その部分を取って，「国と地方の役割分担や広く税財源のあり方も含め，国民の声や」というところへ繋いでいくと，これはまさに，都市の人は，「道路以外の所にも使うよ」ということを言っていますから，そっちの主張をしているかのように聞けるところもありますから，もうちょっとこの文章をストレートに，もう少し分かりやすく整理し直した方がいいような気がしますね。石井知事のご意見を踏まえて事務方に調整させるようにした方がいいと思いますが，いかがですか。

(山口県知事) ここに書かれている趣旨は，私も理解していますけれど，さっき石井知事からそういう発言があって，改めて見ますと，少し細かくなりすぎてるかなあという感じはするのです。従って，あまり極端に離れてもどうかという気はしますが，僕は今までずっと言ってきたのは，要するに「国土形成に関わる基本的なネットワークの問題の中で，全体的なネットワークはどうするのか」という本質的な議論をしっかりと上で，」という言い方をしていたのですが，その辺りを含めてどのように調整したら一番いいのか検討していただければ，特にこだわりません。

(会長) おっしゃるとおりで，東名高速を作る頃は，地銀からお金を借りてでも作っていたのが，やっと我々の番になったと思ったら苦しくなっていますので。それでは，これらの意見を踏まえて修文を検討お願いします。

(鳥取県知事) もう一つ，これと併せて，見ていただいたらと思いましたが，4番の表現なのですが，「道路特定財源の一般財源化の方針に関わらず」と，「関わらず」と書いてありまして，今，政府与党も含めて，一般財源化というのは，帰らざる川のような大きな流れとなっています。その一般財源化の流れの中で私たちはどういうふうに，地方としての道路をつくれるような財源を捻り出していくか，こういうことでありますので，「関わらず」という表現がどうかというのがあると思うのです。そして，「地方固有の財源である地方道路整備臨時交付金の継続」というようにこれに限って言い切ってしまうといいのかどうか，ここは，与野党間の議論の中でも道路財源の一つの象徴として言われていた話でございまして，「道路特定財源の一般財源化の方針に

関わらず」というよりも、「道路特定財源の一般財源化を図るに当っては、例えば、地方固有の財源である道路整備臨時交付金の継続など」という感じで、一つの制度提案として今やっているような制度を事実上継続していくような組み換えをしていくとか、そんな言い方がいいのかと思ひまして、このへんも事務局でよく検討してもらって中に入れてはどうかと思ひました。

(会長) その他何かございますか。協議修正をお願いします。協議が整い次第、採択し、アピールを公表することといたします。また、関係する省庁については提案県から、各県選出の国会議員に対しましては各県から、それぞれご説明いただきますようお願いいたします。それでは、文言修正をよろしくお願ひいたします。

それでは、その他のテーマについて意見交換を行いたいと思ひます。まず、新過疎法の制定に向けた取り組みについてでございますが、島根県知事さんからご提案をお願ひします。

(島根県知事) 資料の最後の方にですね「過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律の制定に向けた取組について」という一枚紙と、その後、「魅力ある中山間地域の実現に向けて - ポスト過疎法への提言 - 」という資料がございます。それで、まず厚い分から申し上げますと、これは私どもが県下の市町村などとも相談をしたりしながら、新過疎法の中でどういうものを要素として盛り込むべきか、あるいはどういう考え方で日本の中で都市の人たち、あるいは国会の先生方に訴えていったらいいかという考え方や施策のようなものをまとめたようなものです。これにつきましては総務省の過疎対策室などとも意見交換などをしてまとめたものでありますが、私ども自身として、3月末に島根県の総合発展計画を作りまして、その中で中山間地域計画というようなものを作ってございまして、そういうものを踏まえてこういう提言をつくりました。自民党の過疎対策特別委員会でありまして、あるいは総務省の過疎問題懇談会等にもお示しをしたりしているところでございますが、この中国知事会におきましても、ご参考にこの機会にお配りをさせていただいたということでございます。それから、昨年12月の東京で行われました中国四国地方9県の知事会におきまして過疎対策についての共同提案を9県でまとめてはどうかというご意見もあったわけで、それにこの提案づくりに向けて中国知事会あるいは中四国知事会において、これから議論をするわけですが、そのひとつの参考材料として提出をさせていただいたということでございます。それで、昨年12月のときには過疎対策の、過疎が最も進んだ県でもありまして、私の方でこの会議の開催をみなさんと一緒にし、共同提案にしましょうということにして皆さんの合意が得られたわけでありますが、今後の問題としてどういう段取りでやっていくかということが問題になるわけでありまして、今日の5県の知事会でご了解が得られれば四国各県にも打診をしてみてもどうか、その内

容が1枚紙の一番下に提案内容ということで書いてあるわけでありまして。今後の段取りでございますね。まず、全国過疎地域自立促進連盟まあ地方自治体の過疎問題に関する連盟でございますが、この連盟が11月に開催する総決起大会で緊急提言をこの全国組織である連盟として、まとめるようございまして、それに反映される、われわれの考え方が反映されるということが大事なわけでありまして、それに間に合うように中四国ブロックの共同提案をとりまとめて、その上で、中四国ブロックの地方六団体関係者が結集してたとえば中四国ブロック総決起大会のようなものをどこかで開催をし、中央に要望活動をしていこうというございまして。したがって、こちらの資料は、あくまでも我々が自分で勉強をした参考資料でありまして、共同提案とは直接は関係はしないわけでありまして、共同提案をつくる作業をですね、決めていきませんと全国的な動きに間に合わないということでありまして、お諮りしたいのは、提案内容に書いているところで、進めてはいかがでしょうかというものであります。

(広島県知事) ただいまのご提案につきましてご意見等ございましたらよろしく願います。

(鳥取県知事) 基本的に、今の溝口知事の提案に賛成いたしますし、これから年末にかけてが勝負どころだと思いますので、よくスケジュールリングした上で、中四国ブロックで打ち出していくというのは得策だと思います。特に中国地方は全国でも過疎が進んだ地域で中山間地域も多いので正面から取り組む必要があると思います。その際に、過疎法の新しい枠組みの提案の中では、どういうところを重点的な対象地域とするのか、前にこの場でも集落に着目してはどうかという話もございました。そういう要件のことで、それからあと何を事業として考えるか、ソフト事業が一つの中心ではないかという議論もここでありました。そこをまとめまして、私はある程度具体性をもって立法要請活動に行った方がいいのではないかと、そういう時期ではないかと思っております。

(岡山県知事) 賛成です。我々中国地方知事会がこの問題に以前から積極的に、溝口知事さんのご努力により取り組んでいるのでありまして、この声をぜひですね四国地方に、共同歩調ということで届けることは大変意義があることと思っております。今の平井知事からの話にもあったように、ハード事業、これももちろん必要ですけども、やっぱりソフトをいかにですね、効率的な事業、効果のある事業というものをどのようにおこしていくかということ、そして、自立ということを目指しながら対応していくというのは大変難しい話ではございますけども、しかし成し遂げねばならない。先ほどからの中山間地域研究の研究成果という、いい成果もございまして、こういうものを活かしながら、ぜひともこういうブロック体制をですね構築していくことについて、我々

としても賛成させていただきたいと思います。

(山口県知事) 大変いい資料をまとめていただきまして本当にありがとうございました。山口県としてもぜひ参考にしながら，県としての対策を考えなければいけないというふうに思いますし，今ご提案がありましたように今後のスケジュールとしてはですね，こういう方向でぜひ盛り上げていかななくてはいけないと思います。あと私は勉強不足であれなのは去年の12月に中国・四国地方の知事会議というものをやられたんでしたっけ。

(島根県知事) 東京の12月の知事会が終わったあとその会場で集まりまして短時間でありましたけれども開催をしたわけですね。確かその前に中国の知事会で四国とも一緒にやってみようという話をしてそれを受けて行ったということだと思っておりますが。それに間違いはないですね

(会長) 中四国サミットで9県で集まるのは大変なことですから東京で集まる時に時間を割いて議論をしましょうことで，簡単にやりました。

(山口県知事) これだけのものがまとまっているので，私としては，全国に向けて発信してもらってもいいかなと思ったんですけど，まあそういうふうに思ったわけです。

(広島県知事) 広島県としての発言させていただきますと，この島根県のこのポスト過疎法への提言を大変立派だなと敬意を表するしだいであります。ただ常々感じておりますのは，今ある限界集落に生活サービスが欠落していることから住めなくなっていることが1つ。今まで過疎対策がハードが主であったものをソフトに移して生活サービスに対する配慮を行ってもらったところで，5年後10年後になったらどうなっているのかといいますと，これは，さきほど中山間地域振興協議会のプレゼンテーションでいただいた農地一筆マップの棚卸し実績，担い手将来像，こういったものに基づいて山に戻す農地，あるいは営農集団さらには個人によるふるさとによる個人的な営農，そういったことによる保全すべき農地を決めてそれをやっけていかななくてはならない。こういった時に例えば，ヨーロッパであればデカップリングというふうに，非常に面積がとても大きいですから，デカップリングによる補助金とそれから農業による収入によって都市労働者に近い収入になる。ところが日本の場合は一戸あたりの耕地の面積が狭いものですから，とてもそういった収入にならずに，農業の専業だけではやっていけないというのが事実でございます。ただ景観保全とか地域の保全があるのでしょけれども，そういったものに何らかの補助金を出せないかといった議論はとても次の過疎までにまとまるものではないけれども，やはりそういった議論の

芽を出しておいて、次の次の過疎法の時には本気で議論していただかなくてはならないのでは、と考えております。従いまして、何らかの形で、こういう共同アピール、議員立法ですから共同アピールとしてまとめたからというよりは、知恵とかタネ、これをどうやって打ち出していくのが大事ではないか思います。それから広島県という立場から離れまして、全体的な議論でいきますと、中四国地方9県の地方6団体がすべて集まってというと、これは日程的にすごく難しいかなという気がしております。ここはまず、中国地方5県の6団体でそういった話ができるかどうか、それから四国地方知事会に持ちかけて、そういったことが可能かどうかを議論しながら、ご提案いただいたようなことが可能かどうか、可能であれば、それにこしたことはないですし、できなければ、我々だけでもとりまとめて、何らかの知恵とか、ネタ・タネ、それを持って、議員立法にむけて議論しておられる山口俊一委員長以下のところへ示していくべきではないかという気がしております。

(島根県知事) そういう現実的な対応のほうがいいと思います。最終ゴールは11月の全国過疎連の緊急提言に間に合うように、共同提案を中四国でまとめましょうと、まとめればそれで9割以上の仕事が一応終わるわけですが、その過程で総決起大会のようなものを設けるかどうか、できるかどうかは皆さんの都合にもよるでしょうから、それはまたこういうアイディアがあるけどもそれはまた進行に応じて相談しましょうというふうになるんでしょうね。そんなことじゃないかと思いますが。

(会長) それでは各県で事務的に調整をしながらその実現に向かって努力していく、ということによろしゅうございますか。

(会長) はい、それではそういうことで。

(島根県知事) したがいまして、私どもの方で中四国に、こういうスケジュールで進んではどうでしょうかと共同提案をつくるようにですね。それから事務的にもじゃあ作ろうということになると、どういう段取りでやるのか、事務的にスケジュールなどもつめてもらったりして、それで集会をやるのかどうかというのもご意見を一応聞いてですね、で皆さんにおはかりしてどうするのかというのを最終的に決めるというような格好で進めてはいかがでしょうか。

(会長) ですからわれわれ中国地方知事会から四国地方知事会に投げて、そういうことが日程的に可能かどうか、あるいは四国地方知事会としてどう考えるのか向こうとすりあわせながら。

(島根県知事) そうですね。そこは会長県と私どもとで相談させていただいて会長県からおやりになるのがよろしいかと思しますので、調整させていただいてやらしていただくという形で。

(会長) もちろん、会長県として全て決めるということではなくて、各県に相談させていただきながら進めさせていただこうと思いますが、よろしゅうございますか。

(広島県知事) それでは、医師確保対策について私どもから提案をさせていただきたいと存じます。今更申し上げるまでもなく産科、小児科、麻酔科といった専門診療科や救急・へき地医療を支える医師などの確保は大変深刻な状況になっています。そこで、今年のこの会議で新たな医師確保対策について提案をさせていただき、新たに中国地方知事会の広域連携共同事業項目として担当者会議を開催し、情報交換等も行ったところであり、しかしながら、中山間地域ばかりでなく、都市部においても診療科の縮小や廃止が相次ぐなど影響が拡大しているという実態がございます。国においては、「安心と希望の医療確保ビジョン」が検討され、その骨子案において、医師養成数の検討、地域や診療科バランスなどを考慮した医師の配置バランスの改善、夜間・救急利用の適正化などが盛り込まれるように伺っています。このビジョンは、明後日5月30日に取りまとめが発表されると伺っておりますが、その内容も確認した上で、7月にまとめる本会の提案書において、今後の方向性を見据えたものに修正することとしたいと考えております。具体的には、一つには、医師の地域偏在や特定の診療科において顕著に医師が不足している実態の背景や要因の分析を行い、今後の医療ニーズなどを踏まえ、現行の医学部定数の見直しに早急に着手することや、2番目として、救急医や産科・小児科などの勤務医の就労環境の改善のため、医師や看護師の増員とともに、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直しを図ることなどを提案していかなければならないと考えております。このことを本会の提案書に盛り込んでいくことにしてはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。本県は、こういった考え方に基きまして、5月23日に厚生労働大臣に提案を行ったところです。

(山口県知事) 本年度予算でも、各県とも知恵を絞って医師の確保対策は講じておられると思うのです。しかし、それぞれの県でやっているということは、お互いに競争しながら医師の確保をやっているということになるので、これをやっていたのでは、どこかの県がうまくいっても、どこかの県が悪くなるということにもつながっていくわけですから、やはり基本的には国の対策としてどこの県も困らないようにということが非常に重要ですから、私はやはり国に抜本的な対策をきちっと要望していくことも含めやっていくべきだと思います。今、お話がありましたような方向でまとめていただければいいと思います。

(鳥取県知事) 私どもも考え方はまったく一緒です。同じように国にも要望いたしております。特に、私が不思議に思いますのは、受験生にとって医学部はすごい人気ですし、狭き門になりすぎるくらい狭き門で、地元の子が入れない状況になっていまして、本来、そこに需給のミスマッチがあるように思うのです。実際、中山間地域など本当に医師不足になっていて、特に診療科目によっては閉鎖せざるを得ないという状況ですから、大学の定数を増やすことなど各県に共通した課題は、内々でできることと思いますので提案していくのに賛成です。

(島根県知事) 提案のご趣旨に賛同します。結構です。二井さんからお話があったように、国の、総合医といいますが、医師の育成の仕方が大変大事になっているところを感じますので、国に対して、すぐには解決しませんけれど、地方勤務をするように、あまり難しい専門医を細分した形で育てるだけでなく、地方で総合医を育てる医学部定員を変えていくことを強く訴えていったらいいのではないかというのが私のコメントであります。

(岡山県知事) 賛成です。本県の場合、幸いにお医者様、病院の数そのものの水準は高いのですが、それでも中山間地域の県北では医師確保対策で問題が出てきています。偏在是正のため、このたび、県の仲立ちで、県南の大きな病院から県北の病院に救急医療ができる医師を一人派遣することにしています。こういったことを県独自でもやりますが、根本は国レベルの大きな問題があると思いますので、強くこのことに対して提言していかないといけないと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは、7月に取りまとめる本会の提案書のうち、「地域医療の確保」に関する提案につきましては、国に対して、今後の医療体制のあり方を踏まえた抜本的な対策を講じることを求めるという視点で、本県の事務方において修正案を作成して、各県のご意見をいただいて、とりまとめることといたします。

(会長) 次に地域間格差のための産業配置について、鳥取県知事さんからご説明をお願いします。

(鳥取県知事) これは、過疎対策の最後の砦のような形になりますが、やはり中国地方に産業が立地していないことが、最大の人口流出原因だろうと思います。構造改革のころから、各県で人口減が増えていまして、代わって東海地方や関東地方が人口が圏域として増えています。中国地方は吸い取られる方になっています。ですから、そういう意味で、今までの全国一律的なものではなくて、例えば消費税をうんと上げること

になった場合に、法人税を増税しなければならなくなった場合、特に地方で法人税の引き下げを行うとか、何か思い切った策がないとなかなか難しいのかなと感じています。過疎法の検討と合わせてで結構なのですが、ご賛同いただける県でこうした声を上げていったらと思ったのでお願いした次第であります。最近の例で言えば、堺にシャープ、パナソニックが尼崎とか姫路とか、そういうところにはかなりの補助金払って立地しているという状況で、やはり産業政策としていびつになっているのかと思います。かつての新産・工特の時代にまで還れとは申しませんが、広島とか岡山とか山陽地域、山口そういったところで、それぞれの特性を活かした産業が立地できるようなもう一押しを国の制度の中で行った方が、本当の意味での過疎対策になると思ひまして、提案した次第でございます。

(会長)それは、消費税とか法人税など地方税を引き下げしてはどうかということですか。

(鳥取県知事)私は、今、沖縄などのように、法人税など一国二制度をやっている地域もありますので、それは一つの選択だと思っています。それに限らず国の方の規制という形で地方の方に優先的に、という制度もあり得ると思ひていますが、そしていくつかのバリエーションの中でこれから検討していった方がいいと思ひています。

(会長)ただ今の提案につきましてご意見がありましたらお願いします。

(山口県知事)そうではないというのは今の説明でわかりましたが、この提案を最初に聞いた時には、前の新産・工特のような制度をつくっていくとなるとまた全国の陳情合戦になり、地方分権の大きな流れと違う方向になってしまうと思ったので、どうかなという気がしました。しかし、今、話がありましたように過疎法を議論する中で、何かの形でこういう位置付けをしていくというのは一つの方向かなと思ひますから、これは、お話にもありましたように過疎法などを議論する中でこの問題はどうかというのかというのも一つの議論の対象としたらいいのではないかなという気がしました。

(岡山県知事)私もそのような感じがしますね。これについては、検討に値する問題だと思います。国がつくった企業立地は、全部、一律の制度になっていますので、それがために大都市の周辺に大きな企業が立地をしていくという傾向が顕著なのです。そういうことを全体から考え直していただいて、真に地方が活性化していくためには、そのようなことを念頭に置いた提言をぜひ我々としてしていきたいと思ひます。

(島根県知事)法人税も一つの道でしょう。税制の問題はいろいろあると思ひますが、一般論として地方に産業が振興するような政策をとっていただくということは、大変あ

りがたいことでもあります。こういうのも一つの案として検討していくのは結構だろうと思います。

(会長) それでは、中国地方知事会、本会として提案するのにどういった形になっていくか、様々なご議論があろうかと思しますので、事務的に摺り合わせをさせていただきながら、どういう進め方をしたらいいのか鋭意検討ということによろしゅうございますか。

(会長) 鳥取県は、企業が立地した場合に、雇用しようとする人はどこからか呼んでくるわけですか。

(鳥取県知事) それは、60万人の範囲で。

(会長) 高校生の就職率とか、内定状況とか、求人倍率の話ではなくて、例えば、本県の場合は、企業誘致をする場合に最大のネックは、もう人になってきているんです。人がいるかどうかという問題です。

(鳥取県知事) それは、相対的には若い人の職場がないのは事実でありまして、京阪神の方から皆さん、視察に来られて、驚かれるのは、工場で若い人が働いているということです。ですから、やはり、それだけ職場が少ないということが言えるのかもしれませんが。

(会長) 後でも良いのでまた教えてください。どこかの企業が、鳥取か島根に立地するのに人が足りないので広島から集めたという話があったと聞いています。

(鳥取県知事) 業種によっては、集まりにくいかもしれませんね。

ぜひ、事務的に摺り合わせしていただいて、中国地方知事会で出せる最大公約数でつくって出していただければと思います。

(会長) そういうことによろしゅうございますか。

(会長) 続いて鳥取県さん、環日本海の航路の話ですか。

(鳥取県知事) これは、先ほど経済界と一緒に話をした時に申し上げました。ぜひ、こうした環日本海の航路の構想もごございますし、私どもに限らずアジアとの交易を開いていくようにお互いに協力し合っていってほしいと思います。具体的に貿易ということ

は、個別企業がどこに荷を置くかということから始まりますので、そういう情報の共有を図ったりすれば先ほどのお話にもありましたように、どこかで大きなオークションをやって「もの」が動くという情報を今度は港側と繋いで動かしていく、そういった仕組みをこれから考えていこうと思います。先ほどお話しましたので、これぐらいにします。

(会長) そうすると、ただ今の議題については、今後とも、各県で情報交換をしながら、物流の広域化等に向けて努力をしていく、ということによろしくございますね。

(会長) その他に岡山県から広域連携による防災ということをお願いします。

(岡山県知事) 広域連携による防災・危機管理対策の推進ということで話をさせていただきたいと思います。大規模な災害ですが、平成12年にも鳥取県では大きな地震がありました。私ども岡山県で災害ということで一番懸念しておりますのが、南海地震の発生確率は、今後30年で、50%あるいは70%というような報告がありまして、大規模な災害とか重大な事故、事件の発生、あるいは武力、攻撃事態などによる被災者の住民の不安、こういった中で住民への迅速な対応のニーズが高まっていると考えています。中国地方各県の取り組みとしましては、すでに平成7年に災害時の相互応援協定が締結されておりますし、平成15年からは防災責任者会議というものが設置され、年2回ほど開催されているわけです。また、私ども先ほど申し上げました東南海・南海地震を想定した岡山県の防災訓練の時に、4県の皆様方の応援要請の合同訓練を実施させていただきまして、ご協力をいただいたところでございます。こういったようなことを背景にしながら、さらに広域防災連携というものを推進していくことが、今後、我々の大事なテーマになってくるものと考えておりますので、一つの県だけでは対応できないような緊急事態を想定して、平常時から近隣各県との連携の強化というものをぜひこれからも一層お願いしたいと思います。具体的には、今、申し上げた防災責任者による合同会議がございまして、この会議を核としまして、非常時における各県の連絡体制を確認するとか、備蓄状況や消防機関の保有機材の情報を共有するとか、あるいは、先ほど申し上げた共同訓練による対応力向上などに、より努めていって、連携を密にしながら広域防災の充実強化を図ってまいりたいと考えていますので、より一層この責任者会議での議論をさせていただき、あるいは共同訓練をするとかこういったことをこれからぜひお互いに協力し合ってできればと思っています。先ほど、広島県さんから防災拠点施設の大変素晴らしいパンフもを見せていただいて、素晴らしいなということで感銘を受けているわけですが、そういったようなことも紹介いただきながら、更に連携を充実していただければということで、敢えてお願いをさせていただきました。

(会長) ただ今の石井知事さんのご意見に反対の方はおられませんですね。

(鳥取県知事) 大賛成です。それと合わせて、緊急アピールではないですが、7月の提言ですが、その時までにお互いに摺り合わせして出したらいいかなと思うのは、特に今、地震の問題が出ましたけれど、新型インフルエンザのパンデミックがいつ起こるかわからない状態ですので、これについても医師の呼吸科、内科などのお互いの応援、それから実際に封じ込めようとした時に、近県の協力体制が必要ではないかと思えます。ですから、その辺をお互いに情報交換をするようなことをやったり、国でタミフルとかそうしたワクチンの配備など、要望していくところは要望していくべきかなと思います。

(会長) 今の点については、事務方よろしいでしょうか。それでは、これについては後ほど整理ですね。

(会長) それでは、共同アピールにつきまして修文ができてきておりますので、ご覧をいただければと思います。まず、「真に地方の自立に資する地方税財政制度の構築について」のアピール文ですが、2ページ目でございますけれど、「充実・確保」を「復元・増額」に修正し、「さらに三位一体改革による不合理な削減分を復元し」という文言が入ってまいりましたが、これについていかがでございますか。

(岡山県知事) ありがとうございます。

(会長) よろしゅうございますか。

(山口県知事) 最初のところで、「削減分を復元し」と言っているのですが、これをさらに終わりのところでも「復元・増額」というところまでいう必要があるかなと、あまりにも復元、復元といっているのです。

(会長) 「三位一体改革による不合理な削減分を復元し」というのは、ここも復元が入っていますし、その上の「2」のタイトルのところで、「復元・増額」と入っておりますから、むしろこの文章の最後のところは「充実・確保」でいいのでしょうか。

(山口県知事) そう思ったのです。

(岡山県知事) 充実・確保で結構です。

(会長) それでは、この文章の最後のところだけ、「復元・増額」を「充実・確保」に訂正することに換えさせていただきたいと存じます。

(会長) 続いて、「高速道路ネットワークの整備推進と道路整備の確保」でございますが、「3」と「4」のところ、見え消しにしていますが、これについていかがでしょうか。

(岡山県知事) いいでしょうか。最初のところで、この文言の表現で、「受益と負担のあり方の検証を前提とし」ということが出ると、これはまた強く出すぎていますので、もちろん、この検証もしなければいけないのですが、ちょっと淡々とした表現に変えていただけないですかね。「検証しつつ」くらいでどうでしょう

(会長) 一般財源化しようとする時に、「検証しつつ」でもよろしいのでしょうか。溝口知事はご専門ではないですか。

(島根県知事) そんなことでもないですが。そういう、「検証」の議論は当然行われるでしょうからね。税の性格が一般財源の割合が大きくなると変わるのではないかと、それでいいのかという議論が当然年末の段階では起こりますからね。「受益と負担のあり方を検討しつつ」でも、「しながら」でも、どちらも似たようなことになるのではないですか。

(会長) そうするとこの「3」の2行目以降ですが、「これまでの道路特定財源制度としての受益と負担のあり方を検証しつつ、国と地方との役割分担」ということでよろしいですか。それから、「4」の方ですが、「道路特定財源の一般財源化を図るに当たっては、例えば、地方固有の財源である」と繋がりましたがよろしいでしょうか。

(各県知事) いいのではないのでしょうか。

(会長) それでは、そのような文書で共同アピールを採択させていただきたいと思います。

(会長) 次に島根県さんから海岸漂着ゴミ対策についてお願いします。

(島根県知事) 特に今年の冬、日本海の海岸に大陸の方から随分漂着ゴミがあったわけです。大量のポリ容器ということで、かさばって処理も大変だったのですが、山口、鳥取、島根、兵庫といったところでしょうかね。私どもは、外交ルートを通じてちゃんと相手国と思われるところに申し入れをしないといけないと、国に申し入れをしまし

た。それを今後ぜひやってもらいと思います。それから、海洋法に関連した条約等によりまして、こういう問題は、原因者が負担して処理をしないといけないわけですし、そういう面で、監視の体制を国で強めてもらいたい。それから、実際のゴミの処理は、海岸は所管が都道府県ですが、現実にはそれぞれの市町村が対応しなければいけないわけですが、国の対応が十分にできていないために起こっているという因果関係があるわけですから、国において関係地方団体に対する適切な支援の措置、処理費用を負担するように働きかけていきたいと思います。ついては、同じような状況にある県がこの知事会の中にも3つはあるわけですから、そこを一緒にやっていただくようにぜひお願いしたいと思います。

(鳥取県知事) まったく同意見です。国の方が、ここは農林水産省の管轄、ここは国土交通省の管轄と分かれていまして、それが、ややこしいことになっています。ですから国として一元的にこうした問題を扱って、しかもきちんとした費用負担の解決を図っていくように提言するべきだと思います。

(山口県知事) 山口県も島根県に次いで漂着ゴミが多いところですから、まったく今の提言に賛成です。今、平井知事がおっしゃいましたように政府が一体的に取り組まなければ物事が解決しませんので、ぜひお願いします。

(会長) 確かに日本海側の各県は、潮流の関係で風の関係でかなり身元がはっきりしたゴミが流れ着いてくるのですが、実は瀬戸内海でも同じことがございまして、台風が過ぎた後は、瀬戸内海沿岸の各県のゴミが大量に流れ着きまして、これは、日本国内の問題でもあるのですが、様々な問題があるかと思います。いずれにしましても、日本海の海岸漂着ゴミ対策については、政府において一体的に取り組まれるよう島根県を中心に、鳥取県・山口県など各県が連携しながら要望していくこととしたいと存じます。今日予定していた時間になったのですが。

(岡山県知事) 1件だけすみません。羽田空港の再拡張に伴いまして、国内航空路線の発着枠の確保ということについて、我々知事会レベルでも要望すべきではないかと考えて提案させていただきたいと思います。すでにこの件は、北海道、東北知事会、あるいは四国知事会、九州知事会で要望されておられます。この間、この時間帯の拡大枠を年間11万回、これにつきまして国際線へ年間3万回という方針がすでに示されていますので、残りの地域で8万回ということになっているわけです。我々、地方側とするとぜひこれを確保してもらいたいと考えておりますけれど、羽田空港周辺の県がさらに国際線の枠を更に増やしていきたいという動きを強めているということがございますので、ぜひ我々地方側としては、他の知事会と連携してぜひこのことを要望し

ていくべきではないかと考えまして意見を申し上げます。

(鳥根県知事) 大賛成です。よろしく一緒にやってみましょう。

(鳥取県知事) 賛成です。

(会長) 中国地方各県で羽田から航空機が就航できないというところはございますか。

(鳥取県知事) 鳥取県の場合は、もっと枠を増やしてくれということで、全日空にお願いをしているところであります。我々としては枠不足を感じています。今、羽田発着便が増えるチャンスだと思っていますので、そういう意味では、石井知事に賛成です。

(山口県知事) 私のところでは、4便を確保することは決まっています。ある程度の羽田枠の確保ができませんとうまくいきませんので、県としてはぜひ今の要望をお願いします。

(鳥根県知事) 鳥根も一緒です。出雲空港は、前から増便が必要な状況になっています。

(岡山県知事) 本県も前から切実な要望です。

(鳥根県知事) もう一つ隠岐空港も東京の方に直行便というのがありまして、懸案がいくつかあります。

(会長) ただ、冷静に考えますとわりと細かい便が就航して、本当は大型機が就航すれば席数が確保できるのです。利用する側としては、小さい飛行機を何回も飛ばしてもらおうということと、大きいものをというのはわかるのです。ただ、岡山は、新幹線も急増中で、広島県でも尾道あたりでは、福山まで行って、のぞみに乗換えてというのが、けっこう多いです。広島市あたりで新幹線と半々ぐらいですかね。三原市ぐらいですと、空港が近いですから空港ですね。

(岡山県知事) これからの時代はより小型化して増やしていくというのが、環境問題もあり、経済性においてはその方がいいと思います。航空会社の方が小さいのにだんだん変えてきますので、枠がしっかり必要と私は航空会社の方からはそう聞いています。

(鳥根県知事) これも東京と地方空港の問題でして、国際便が東京羽田では足りないとい

う主張が非常に強くあります。そういう意味でも日本国内の地方に対する航空路が必要だというのは言うべき必要があります。あまり楽観できないような状況もあるように聞いています。

(会長) 各県そういったご意見でございますので、7月に取りまとめるこの会の提案書に盛り込むことで案文については、また岡山県さんにとにかくにしたいと思います。予定していた時間がまいりましたけれど、他に何かございますでしょうか。それでは、これで本日の会議を終了いたします。